

令和6年度綾瀬市通学路交通安全プログラム(合同点検実施結果対応一覧)

学校名	要望番号	場 所	要望事項	具体的な要望内容や、要望の理由等	点検結果(回答)
綾瀬中	1	上土棚中1丁目2-53 アーバンフィールド A付近	信号機、横断歩道の新設	歩行者用の信号、横断歩道の新設をお願いしたい。	<p>【市民活動推進課】 大和警察署より、「交通状況等を考慮して歩行者信号機の設置要望を公安委員会へ上申するため、正式な要望書をいただきたい。また外側線の追加やポールを設置によって歩行者溜まり場所を拡張できるか検討してほしい。」との回答でした。</p> <p>【道路管理課】 歩道の拡幅もしくはポール設置による溜まり場の拡張は、信号機等の設置による今後の歩行者の流れを把握したうえで検討してまいります。</p> <p>【学校教育課】 点検結果を踏まえ、大和警察署に対して歩行者信号機の設置要望書を正式に提出致しました。</p>
綾瀬中	2	上土棚中5丁目1-27付近	信号機の新設	見通しが悪く、交通量も多いため、信号機の新設をお願いしたい。	<p>【市民活動推進課】 大和警察署より、「当該交差点より南方面の藤沢市側で埋蔵文化財等が発掘され、綾南トンネルへ接続する道路の整備が遅れている。道路が全て供用されてから交差点に信号機等の設置検討を行うため、現時点では信号機の設置を検討できない。」との回答でした。</p>
綾瀬中	4	上土棚北2丁目2-1付近	停止線と標識の新設	一時停止線や一時停止の標識がなく危険なので、新設をお願いしたい。	<p>【市民活動推進課】 大和警察署より、「道路形状や破線の設置等により主従が明確な道路であり、一時停止の設置は適さない。通過人数が多いため、歩行者の安全対策は要検討だが、道路形状から横断歩道(幅3m以上)の設置は不可能。ポールの設置や横断指導線の設置ができないか検討してほしい。」との回答でした。</p> <p>【道路管理課】 歩道幅員確保のための外側線およびポール設置は、車道幅員が狭いため設置できません。横断指導線については、現状のライン(T字、破線)で主従を明確にしていることから新規で設置しません。</p>
綾瀬中	5	深谷南7丁目2-1付近	横断歩道の新設	横断歩道がなく、危険なので新設をお願いしたい。また、危険看板があまり目立っていないので、より目立つように設置をお願いしたい。	<p>【市民活動推進課】 看板を交換しました。 また、大和警察署より、「横断歩道の設置には橋側の歩道に歩行者待機場所の確保が必要。仮に外側線の再塗装やポールの設置等によって待機場所を確保し、横断歩道が設置されても、従道路に既存の「止まれ」標識が撤去される場合がある。横断歩道と「止まれ」標識のどちらを優先とするか、学校だけでなく地域住民との合意が必要となる点に留意してほしい。」との回答でした。</p>
城山中	1	早川2498付近交差点	信号機の設置	綾瀬市役所西側の「都市計画道路東山線」の開通にあたり、交通量が増えており、交差点左右からスピードを落とさずに来る車の出入りが多く危険なため、信号機の新設を要望します。	<p>【市民活動推進課】 大和警察署より、「信号機設置の必要条件に、「原則他の信号機から150m以上離れており、誤認の恐れがないこと」があるが、当該地点は約120m先に既存信号機がある。新設は難しいため、地域住民と学校の総意で移設を希望すれば、既存信号機の移設に向けて動くことは可能。 また、今回開通した都市計画道路は慢性的に混雑する県道42号の負担軽減のため、北方面也整備が協議されており、完成後の交通量等は現状から変化する可能性もあるが、完成自体5年・10年先になる見通しというのが現状である。」との回答でした。</p>